

利用等規則案についての委員の御意見等を踏まえた修正等

| 番号 | 施設名 | 委員の御意見等 | 規則案の修正その他の対応 |
|----|-----|---|--|
| 1 | 全施設 | <p>【写しの交付の方法等】</p> <p>3館の利用規定のところでは質問した「光ディスク」のところであるが、利用媒体は別途定めるといような規定にはできないものか。これは3館に共通の書き方がなされており、これから提出されてくる他館にも共通になると想定されるので、それなりに大きな影響を持つと想定している。</p> <p>また、この規定を変更する際に、公文書管理委員会の承認を常に必要とするとなれば、変更が機動的におこなえないことになるのが気がりである。加えて、「光ディスク」という表現も、ごく一般的なものであり、極端なことを言えば、20年以上前の光ファイリングのシステムや今はもう見なくなったLDもある。</p> <p>であるので、「光ディスク」と規定したとしても、実効を持つ規定は別に作られることになると思う。</p> | <p>本件手数料については、媒体ごとに明確化して、各館の利用等規則で定めることとされており、御指摘のように情報技術の進展状況等を見越して「別途定める」とすることは、制度上難しいものと考えます。「光ディスク」以外の利用媒体についても、セキュリティ要件や費用対効果を踏まえ、必要に応じて改正を検討することといたします。</p> <p>なお、利用等規則第20条第2項第1号ホ及び第2号口の「光ディスク」とは、別表に掲げる料金表にCD-R又はDVD-Rを指すものとして明記しており、また、情報公開法施行令（平成12年政令第41号）や、統計法施行令（平成20年政令第334号）等他の法令においても同様の定めがあるところです。（国立公文書館）</p> <p>「光ディスク」の具体的な規格については、別表にて明らかにしているところです。</p> <p>写しの交付の実施の方法について、委員の「利用媒体は別途定めるといような規定にはできないものか。」との御指摘につきましては、公文書管理法第27条第2項第2号は、一般の利用に関する事項については利用等規則に記載しなければならない、と規定しています。このため、写しの交付の実施の具体的な方法については、委員御提案のように、利用等規則とは別に「実効を持つ規定」を作るのではなく、利用等規則自体に明確に規定しておく必要があると考えます。</p> <p>なお、「光ディスク」以外の利用媒体に</p> |

| | | | |
|---|-----|---|---|
| | | | <p>についても、セキュリティー要件や費用対効果を踏まえ、必要に応じて改正を検討することとします。(宮内公文書館)</p> <p>「光ディスク」については、写しの交付にかかる手数料(別表)において、CDとDVDであることを明記しており、御指摘いただいたように、利用媒体を別表において別途定める規定となっています。なお、「光ディスク」に関する規定は情報公開法施行令においても同様です。</p> <p>なお、「光ディスク」以外の利用媒体についても、セキュリティー要件や費用対効果を踏まえ、必要に応じて、関連規定の改正を検討することとしたいと思います。(外交史料館)</p> |
| 2 | 全施設 | <p>【手数料等】</p> <p>写しの交付により特定歴史公文書等を利用させるに当たり、公文書管理法20条2項の趣旨に照らし、できる限り安価で紙のコピーによる交付が実施されるように、取りはかられたい。</p> <p>仮に、委託費用などにより、1枚40円の実費がかかるということであれば、国民共通の知的資源の有効利用の観点から、それに代わる、閲覧や写しの交付の手続きを保障されたい。</p> | <p>本件手数料については、公文書管理法第20条第2項の規定に従い、実費の範囲内で設定したものです。写しの作成業務については、外部委託で行うこととしているものの、その委託費については当該業務を館の職員が実施した場合の実費と大きく変わらないため、当館の限られた人的資源においては、可能な限り外部委託をすることで業務の効率化を図り、円滑な制度運用を図っていくこととします。御指摘の「それに代わる手続き」の保障として、利用等規則とは別に定めるところにより、特定歴史公文書等の閲覧に際して利用者が持参したカメラ等による撮影を新たに認めることとしています。(国立公文書館)</p> <p>宮内公文書館では、紙のコピーによる手数料は、1枚10円に設定しており、安価な設定となっていると考えています。</p> <p>また、国民共有の知的資源の有効利用の</p> |

| | | | |
|---|--------|---|---|
| | | | <p>観点から、利用請求者本人が閲覧時にデジタルカメラなどで特定歴史公文書等を撮影（無料）することを認めるほか、コイン式マイクロフィルムリーダープリンター及びコイン式電子コピーを設置し、利用請求者が自らコピーを作成する便宜も図る予定です。（宮内公文書館）</p> <p>複製物の作成にかかる業務は、業務効率化の観点から外部業者に委託することとしており、その委託費を加えると、「文書又は図画」の用紙に複写したものの交付（19条2項1号イ）については、用紙1枚につき「40円」が実費となります。</p> <p>他方、用紙への複写については、特定歴史公文書等の有効活用を図る観点から、外部委託による写しの交付とは別に、閲覧室に設置してある複写機を利用して利用者自らが複製物を作成する方法や、閲覧時のデジタルカメラ等の利用を認めることとしており、より廉価ないし無償で利用者自らが写しを作成する手続きを保障しています。（外交史料館）</p> |
| 3 | 宮内公文書館 | <p>【館の開館（第28条3項）】</p> <p>これは、国立公文書館、外交史料館と同じ記載にさせていただきたい。現在の案だと、昼休み、閲覧室から出されてしまうのだと思う。これは、いかにもひどいので、昼休みに出納は中止しても、閲覧室の閉室は許さないかたちへの記載へお願いしたい。</p> | <p>御指摘を踏まえ、「館の利用時間は、午前9時15分から午後5時までとする。」と変更します。</p> |
| 4 | 外交史料館 | <p>【写しの交付の方法等】</p> <p>細則でデジタル撮影を認める、という言明がなかったように思う。これは、細則に書いてもらいたい。</p> <p>国立公文書館と宮内文書館は、ともに、デジタルについて言っていた。</p> | <p>細則において、閲覧時のデジタルカメラ等による撮影を認める規定を設けます。</p> |